

# 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

## 住 所

氏名

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

\*医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ⑦	円 ⑧	円

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 ( $\text{A} - \text{B}$ )	(赤字のときは0円)	
所得金額の合計額		
$\text{D} \times 0.05$	(赤字のときは0円)	
■と10万円のいすれか 少ない方の金額		
医療費控除額 ( $\text{C} - \text{E}$ )	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A	→	市県民税申告書の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の②医療費控除欄に転記します。
B	←	
C	←	市県民税申告書の「2 所得金額」の合計欄⑫の金額を転記します。
D	←	(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)
E	←	
F	←	
G	→	市県民税申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の②医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出して下さい。

# 医療費控除の明細書の書き方

## 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 長浜市八幡東町〇〇〇番地

氏 名 長浜 太郎

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。  
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥被保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,500 円	153,300 円	①

「医療費のお知らせ」を添付する場合に、記入します。

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
長浜 太郎	××クリニック	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	52,500 円	20,000
長浜 太郎	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ✓その他の医療費	1,560	
長浜 花子	□□薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ✓医薬品購入 □その他の医療費	7,200	
長浜 花子	△△病院	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	15,000	

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

#### (1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

#### (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

#### (3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

#### (4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄  
上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが△△病院に通院した場合

2月18日 診療:6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円  
5月28日 診療:5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円  
△△病院:12,000円 通院費計:1,560円

※「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

#### 記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
長浜 太郎	××クリニック	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	52,500 円	20,000
長浜 太郎	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ✓その他の医療費	1,560	

2 の 合 計

⑦ 76,260 ① 20,000

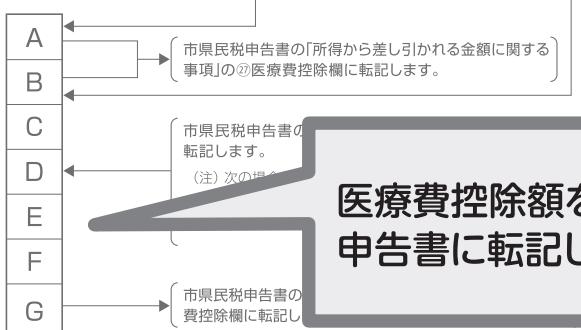
医 療 費 の 合 計

A (⑦+①) 229,560 円

B (①+②) 20,000 円

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	229,560 円
保険金などで補てんされる金額		20,000
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	209,560
所得金額の合計額		
② × 0.05	(赤字のときは0円)	
②と10万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 (C - D)	(最高200万円、赤字のときは0円)	



医療費控除額を計算し、申告書に転記します。

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書(医療費通知に係るもの)を除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は自宅等で保管してください。

医療費控除に関する、詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知は明細書に添付してください。